

社会福祉法人  
世田谷区社会福祉協議会

令和4年度 第2回評議員会

議 事 録



社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会  
令和3年度 第2回評議員会議事録

1. 開催通知年月日

令和4年11月11日（金）

2. 開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年11月24日（水）午後2時00分～午後3時30分

(2) 場 所 世田谷区松原6-4-1

梅丘パークホール北沢区民会館別館

3. 評議員現員数

64名（令和4年11月24日現在）

4. 出席評議員数及び氏名

(1) 出席評議員数 38名

(2) 氏名

北野康子	狩野千賀子	榎本善子
大久保梢	河野清	杉田春義
芳澤容子	増山晶一	丸山晴男
安土美智子	藤原成義	石井優子
村上知恵子	大塚紀子	妹尾廣子
岡庭茂行	中村佳壽子	荒川和茂
滝嶋秀夫	上田啓子	宮坂公子
高木照子	増田キヨ子	原島十一
須藤和代	前田美智子	山本伸子
渡辺俊彦	野村君子	藤原和子
重田朗子	豊田和江	杉田紀子
都崎裕子	小島和子	飯田政人
須藤啓子	高橋聰子	

(3) 欠席者氏名

富澤美智代、山崎和則、西垣禮子、香西裕子、山口美恵子、谷崎茂保  
吉岡榮子、滝澤葉子、池田紀明、杉山真生子、染野和夫、清水益子  
矢嶋禮子、粕谷孝一、鎌田嘉次、高橋節子、熊谷安子、吉岡靖之  
高橋千壽子、原島二三代、岡幸子、安藤久信、石井敏春、福田公英  
島田益吉、安藤正一

(4) 役員、監事

出席者氏名

役員：鈴木賢治、岡崎克美、西崎守

監事：板谷雅光、丹羽克裕

欠席者氏名

役員：吉村俊雄、水野貞、三羽和彦、坂本雅則

監事：安藤芳彦

## 5. 議長

都崎裕子評議員

## 6. 決議に特別の利害関係を有する評議員

該当なし

## 7. 議題

### (1) 決議事項

議案第1号 令和4年度補正予算（第二次）

### (2) 報告事項

- ①社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正
- ②予算の流用について
- ③会長及び常務理事の職務の執行状況の報告（令和4年度事業中間報告）
- ④令和4年度社会福祉協議会会員会費の中間報告について
- ⑤令和4年度歳末たすけあい・地域支えあい募金における職員街頭募金の実施について
- ⑥令和3年度事業報告・決算書の資料訂正について
- ⑦「成年後見センター次期運営計画」素案
- ⑧せたがやはいかいSOSネットワーク事業の名称等の変更について
- ⑨生活福祉資金（特例貸付）終了報告

### (3) その他

- ①令和4年度理事会・評議員会等スケジュールについて
- ②第20回地域福祉推進大会について
- ③えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書

## 8. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後2時00分、長岡事務局長より今回の評議員会開催に関する経過について報告をした。評議員総数64名のところ、38名の出席により評議員会が成立していることを確認後、長岡事務局長が開会を告げた。その後、事務局より、評議員会の召集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するかの確認をした結果、本日の議案について該当する評議員はいない旨が報告された。

続いて、出席評議員の互選により、議長の選出を行い、都崎評議員が議長に就任した。

また、議長より、須藤啓子評議員と増山評議員が議事録署名人に指名され、出席評議員の了承を得た。

## (1) 議案第1号 令和4年度補正予算(第二次)

令和4年度補正予算(第二次)について、雨宮総務課長説明があった。

都崎議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。  
都崎議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第1号は議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

都崎議長 ご異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり議決いたしました。

## (2) 報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

### ① 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正

雨宮総務課長説明

### ② 予算の流用について

雨宮総務課長説明

藤原評議員 説明資料P69、喫茶どんぐりにおける無銭飲食と喫茶YOU&遊における無銭飲食が同額で計上されていますが、違う店舗で同額の無銭飲食が発生したのには何か意味があるのでしょうか。

雨宮総務課長 予算は千円単位で計上をしておりますので、同額ということですが。喫茶の従業員は飲食をしてくださったらお金を払ってくださるものと認識をしておりますが、従業員が気づくと飲食されたお客様がいらっしゃらない、トイレが喫茶の外にあるためトイレにでも行かれたのかなと思い、暫くお待ちしましたがお客様は戻らず閉店時間を迎えたというケースが2件発生しておりこのところ続いて発生したものですから計上いたしました。

藤原評議員 はい、わかりました。以上です。

### ③ 会長及び常務理事の職務の執行状況の報告(令和4年度事業中間報告)

常務理事が理事長分も含めて説明

### ④ 令和4年度社会福祉協議会会員会費の中間報告について

雨宮総務課長説明

荒川評議員 今年度も中間報告とはいえコロナ感染前と比べれば数字的に低いと言わざるを得ないです。いわゆる30万円ルール、各地区社協で30万円を超える分については本部に返納するのが、ここ2年間は適用されないで各地区で管理をしております。あえて地区名は仰らなくて結構ですので、今年度当初の繰越額が最大と最小の額がわかれば教えてください。併せて、来年度はどうされるのかを教えてください。というのも来年早々に

は各地区で次年度の予算を組まなければいけません。私の喜多見地区の場合、2月の運営委員会で予算を組みますので、先ほどの質問の前半部分を踏まえて30万円ルールをどうされるのか教えてください。

金安地域社協課長 ご質問をいただきました年度当初の地区社協の予算規模の最大と最小でございますが、地区名を伏せて回答いたします。一番多いところは170万円を超えており、予算額の小さな地区で約46万9千円の繰越金が発生しております。

雨宮総務課長 30万円ルールでございますが、徐々に経済を止めないという方針のもと、新型コロナ第8波に入っても規制をかけないといったスタンスで国が動いていることから、通常通りの事業・活動が実施されるであろうということを前提にするのであれば、今年度につきましても30万円ルールは撤廃をさせていただいて繰越をしたうえで来年度の事業に活用していただければと考えております。

荒川評議員 30万円ルールは規程等で定められているのでしょうか。

雨宮総務課長 社会福祉協議会改革プラン実施計画に基づき、世田谷区社会福祉協議会改革推進委員会が平成18年度地区社協の財源について取り組み、地区社会福祉協議会活動費交付要綱にまとめました。

30万円ルールは各地区からのご意見と経理の部分でご指摘をいただいておりますので今後早い段階で検討を進めていかなければならないと認識をしております。

金安地域社協課長 先ほどご説明をさせていただいたとおり繰越金が年度当初170万円を超える地区が存在しており、100万円を超える地区はかなりの数ございます。今年度もコロナ禍でバス交流会を見合わせた地区、バスの台数や参加者を縮小させたというようなことも多々ございます。従いまして30万円ルールを適用するということはございません。地区・地域において今年も暑い中で集めていただいた会費が原資でございますので、活動を通じて地区に戻していただけるか、そのために推進員の皆さまのご負担にならない範囲で長く継続する活動をしていただきたいと思いますので、この会費の原資をしっかりと地区にお戻しいただけるような形で専門家の意見も聞きながら検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

荒川評議員 問題なのは各地区で社協会費に取り組む姿勢が、例えば年度

当初繰越金が150万円もあれば今年度は会費を集めなくてもいいとなり、かつては200万円の会費を集めていた地区が活動費を50万円も使っていないとか、30万円ルールもいいかとは思いますがコロナ禍で活動の縮小や自粛により活動に制限がかかれば活動費はそのまま残ってしまいますよね。そうになると、来年度の会費の考え方も、もういいや、まだあるから集めなくてもといったことで全体的に会費が集まりにくい状況になるのではないかと、私はこのことを危惧しております。社協として考え方を整理していただかないといけないと感じております。

雨宮総務課長 ありがとうございます。会費の問題は平成20年から会費の仕組み等について会員会費検討部会で検討を重ねてまいりました。集めていただく地区ごとに方法が違う、また考え方が違うといったところで、ある程度同じ方向性を持って取組むといったところまでは繋がってきておりません。コロナ禍の機会に本腰を入れて検討していかなければならないと考えておりますので、ご意見等頂戴できればと思いますのでよろしく願いいたします。

⑤令和4年度歳末たすけあい・地域支えあい募金における職員街頭募金の実施について 金安地域社協課長説明

荒川評議員 職員の皆さんが町にでることは大変良いことだと思います。ただ、時間帯がどうも気に入らない。朝・夕のラッシュ時間帯を避け一番人通りの少ない時間をあえて選んでいらっしゃる。例えば社会を明るくする運動は朝8時ですよ。一番人の多い時間帯です。以前、私もお手伝いをしたことがございますが、午後2時とか3時くらい。ある程度人の出入りが多い時間帯でしたよ。今回は一番人通りの少ない時間帯をなぜ設定されたのか、今回は変えたほうが良いと思うよ。今回は仕方ないけど。

金安地域社協課長 ありがとうございます。この時間帯に設定しました理由は東京都共同募金会から基本的に街頭募金を推奨していない点がございます。また、私の経験上から申し上げますと、下北沢は昼頃が募金をしてくださる層が多く町に出ておられますので、若干の戦略的な意図はございます。ご指摘いただきました点は来年度に向け前向きに検討してまいります。

⑥令和3年度事業報告・決算書の資料訂正について 雨宮総務課長説明

⑦「成年後見センター次期運営計画」素案 若林権利擁護支援課長説明

小島評議員 世田谷の後見に関することは家庭裁判所でも高く評価をされております。世田谷区と社協がいち早く全国的にも先駆けて実

施をされてきた。それについては家庭裁判所も高く評価をしていると私は聞いております。その延長線上にこの成年後見のことが、今本当に必要なのに中々必要な方にご利用されていないというのか、利用されないままに過ごしていらっしゃる方、どう表現をしたらよいのか言葉が見つかりませんが、お尋ねしたいと思いましたが、大変なことをやってらっしゃるということで、この計画をお立てになるのもどれほどだろうかとご推察申し上げます。説明資料P99、2計画の位置づけに「積極的に困難ケースに対応できるように」とございますが、困難ケースとは具体的にどのようなケースでしょうか。私は大雑把にご本人様、それから経済的なことが複合的に絡んでいる状況かなと思っております。そういったことで間違えがないかどうかご質問をさせていただいております。

若林権利擁護支援課長　ご質問ありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいたとおり、成年後見を大きく2つに分けますと、身上保護と財産管理に分けられますが、財産管理上の問題、沢山の資産がある方でも色々と家財はございますが毎日生活をするうえで困るような方もいらっしゃいますし、そうかといって生活保護にはならない方もいらっしゃいますし、その辺の非常に難しい問題。身上保護とも絡みますが、やはりご親族との関係が非常に難しかったり、中にはDVであったり虐待を受けている方もいらっしゃって、もちろん区の関係機関と連携を図り、しっかりと保護しながら支援をさせていただきますが、こういったことを個人の後見の方が担った場合、非常にご親族の方から攻撃を受けてしまうということもございますので、社会福祉協議会としてしっかりと対応していくことによってそのような方でもしっかりと後見ができるといったメリットもございますので、そこをしっかりとやっていこうということでございます。障害者の方も、知的障害や精神障害の方も対象となっておりますので、知的障害の方は20歳過ぎだとか30歳過ぎでご親族がいなくて後見をつけられるといった場合に、60年くらいずっとその方の後見を担っていくことになりますので、個人では中々難しい場合もございます。そういった時に、法人後見を使うことによってしっかりと法人内で繋いでいくということが責任を持ってできる



といった様々なケースが想定できるので、社協がしっかりと担う責任を果たしていかれるように、計画も作り、実践としてスキルを上げるようなことが必要になってきております。

小島評議員 よろしいですか。区長申立が世田谷区に限らず多いと思います。それで生活保護の方もいらしたりしますがこの財務状況は大丈夫なのでしょうか。これから先、来年にはご報告があると思いますが、段々と増えていった時のこととか、社協の財務状況に都や区からの補助金等で賄えていけるのでしょうか。今現在の状況とどのようにお考えなのかを承れればと思います。区民後見人の方は持ち出しということではないですよ。もし、持ち出しをされているのであれば今後どのようになるのかということもちょっと気にかかります。

若林権利擁護支援課長 後見報酬のことを仰られているのかと思いますが、後見報酬を裁判所のほうでその方の資産から金額を定めております。例えば、月1万円、1年間で12万円というような金額だったり、資産の少ない方はその半分だったり、また4万円、5万円という方も中にはいらっしゃいます。それぞれご資産が違いますので、必ずしも社協が資産の無い方だけをお受けしているわけではなく、社協に是非やっていただきたいという方のご要望を受けて選任いただくこともございます。様々な方をお受けしているので、決して資産の少ない方だけを受けていて、財務状況が赤字になってしまうということには当たらないと思いますが、後見報酬を自治体や国がみていく、少しは自治体も見ていただいておりますが、特に国からは何も出ておりませんので、ただ制度だけを進めていて、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中でも危惧されており、赤字が当然といった社協中にはございますので、事業の継続が難しいのではないかとということで国のほうで報酬の補助制度なりを作ってそれを自治体に補助金なりで支給していく仕組みを作るべきだということもかなり強く書いてございます。これから何年経ったらそうなるのかということは難しいのですが、将来的には少しずつ解消されていくと思いますので、その辺も含めてしっかりと持続可能な形で運営していけるように努力のみならず根回しをしながらしっかりと

金をいただくことも必要になってくるのかと思います。

区民後見人に関しては、利用者が報酬を出せない場合でも社協に補助制度がございますので、決して自腹で活動されているということはありませんので、ご安心いただければと思います。

⑧せたがやはいかいSOSネットワーク事業の名称等の変更について

金安地域社協課長説明

⑨生活福祉資金（特例貸付）終了報告

田邊自立生活支援課長説明

都崎議長 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしました  
が、皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

#### (4) その他

議長の指示により、以下のとおり情報提供した。

①令和4年度理事会・評議員会等スケジュールについて 雨宮総務課長説明

②第20回地域福祉推進大会について 山本連携推進課長説明

③えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書

若林権利擁護支援課長説明

## 9. 閉会

以上をもって議事を終了したので午後3時30分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和 年 月 日  
署名人

令和 年 月 日  
署名人

令和 年 月 日  
署名人